令和５年度補正　持続的畑作生産体制確立緊急支援事業
事業の概要
（都道府県向け補助金）

１．事業内容

畑作産地において、病害虫の発生リスクの低減や需要のある作物への転換、労働力不足等の課題に対応するため、国産需要の高い作物の生産拡大、環境に配慮した生産体系の確立等に向けた取組を支援

２．事業実施主体

都道府県、市町村、農業者、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者等（事業メニューにより異なります。）

３．事業メニュー

Ⅰ　国産需要の高い作物の生産拡大等支援事業
（１）種ばれいしょの新産地形成支援事業・・・・・・・・・・・P. ３参照
（２）種ばれいしょ生産の省力技術確立事業・・・・・・・・・・P. ５参照
（３）種ばれいしょの安定供給対策事業・・・・・・・・・・・・P. ６参照
（４）ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業・・・・・・P. ８参照
（５）ばれいしょ産地モデル育成推進事業・・・・・・・・・・・P. ９参照
（６）種ばれいしょ・ばれいしょ保管施設等整備事業・・・・・P. 10参照
（７）豆類・そば等の安定生産等対策事業・・・・・・・・・・・P. 11参照
（８）持続的な生産・流通体系確立事業・・・・・・・・・・・・P. 17参照
（９）労働負担軽減対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 18参照
（10）てん菜から需要の高い作物への転換支援事業・・・・・・P. 20参照

Ⅱ　環境に配慮した生産体系確立支援事業
環境に配慮した地域生産モデル確立事業・・・・・・・・・・P. 22参照

取組要件等については、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金交付等要綱及び持続的畑作生産体制確立緊急支援事業実施要領にてご確認願います。

４．事業実施の流れ

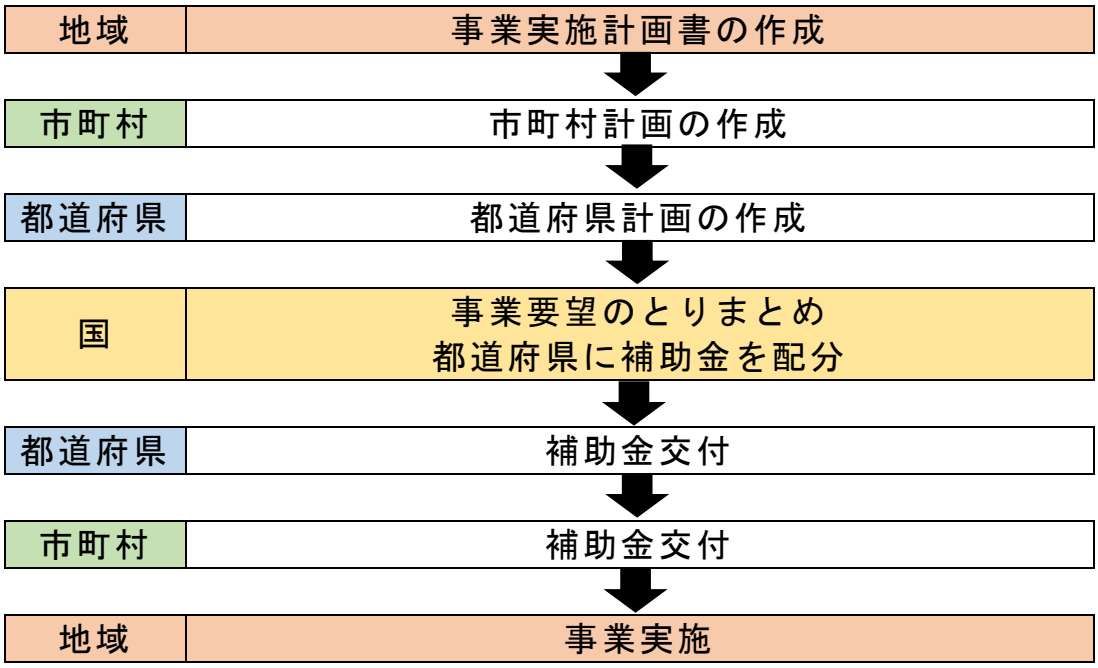

５．都道府県の予算額の配分

施設整備事業とそれ以外の事業に分けて配分する。施設整備以外の事業については、重要な取組を優先的に採択した上で、事業計画の成果目標（ポイント）に応じて配分対象となる事業計画を決定し、予算の範囲内で配分する。

Ⅰ　施設整備事業（種ばれいしょ・ばれいしょ保管施設等整備事業）
予算の範囲内で成果目標（ポイント）に応じて採択

Ⅱ　施設整備以外の事業
（１）優先的に採択（ポイント算定不要）
- 種ばれいしょの新産地形成支援事業
- 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業
- 種ばれいしょの安定供給対策事業
- ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業
- ばれいしょ産地モデル育成推進事業
- てん菜から需要の高い作物への転換支援事業

（２）（１）の採択後に予算の範囲内で成果目標（ポイント）に応じて採択
- 豆類・そば等の安定生産等対策事業
- 持続的な生産・流通体系確立事業
- 労働負担軽減対策事業
- 環境に配慮した地域生産モデル確立事業

６．各事業メニューの概要

Ⅰ　国産需要の高い作物の生産拡大等支援事業

（１）種ばれいしょの新産地形成支援事業（補助率：定額、1/2以内）

①支援内容

新たな種ばれいしょ産地の形成に向けた次の取組等を支援

a 種ばれいしょの生産開始に向けた検討会等に必要な経費

b 種ばれいしょの生産開始に必要となる経費

c 種ばれいしょ生産を開始するために必要な農業機械等の導入

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者、種ばれいしょの生産を行う公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人、コンソーシアム（※）、農業者

※都道府県及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物

種ばれいしょ

④成果目標等

【成果目標】

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、事業を実施した新たな種ばれいしょ産地から植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第１項による指定種苗等として合格した種ばれいしょを供給。

【必須要件】

・事業実施年度を含む５年間、原則、種ばれいしょの作付面積を維持または拡大すること。

・①のaの検討会の開催は、補助金の申請の有無にかかわらず、必ず実施すること。

⑤補助対象経費等

a 種ばれいしょの生産の開始に向けた検討会の開催、種ばれいしょ生産技術の習得に必要な研修会の開催、栽培マニュアルの作成等に要する経費（補助率：10/10以内、補助金の上限：300万円）

b 種ばれいしょの生産開始に必要となる経費（種いも切断作業やほ場見回り作業などの労働費、防除薬剤費及びウイルス株検定費等）

【支援単価】20,000円/10a

【対象ほ場】種馬鈴しょ検疫規程（昭和26年２月27日農林省告示第59号）第８条第２号の検査合格の基準等を全て満たす原種ほ及び採種ほの面積

【対象面積】事業実施年産の種ばれいしょ作付面積のうち前年産から増加した面積

c 種ばれいしょ生産を開始するために必要な農業機械等の導入、リース導入又は改良に要する経費（補助率：1/2以内）

⑥留意事項

・①のcの取組を行う場合は受益戸数が２戸以上又は受益農業従事者が５名以上であること。
・事業実施年度を含む５年間の種ばれいしょ生産・販売計画を策定すること。
・植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第１項により指定種苗等として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。
・種ばれいしょの主産地である北海道以外に新たな種ばれいしょ産地を形成することで、種ばれいしょの安定供給体制を構築するとともに異常気象などによる不作のリスクを分散することを目的としているため、北海道において本事業に取り組む場合は、当該産地に種ばれいしょの作付けがないこと。

【以下、①のcのみ】

・本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
・農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入経費は補助対象外。
・本メニューにおいては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年４月５日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
・導入等する農業機械等の能力・規模が、受益面積等の範囲等からみて適正であること。また、既存の農業機械等の代替（いわゆる更新）ではないこと。

（２）種ばれいしょ生産の省力技術確立事業（補助率：定額）

①支援内容

種ばれいしょ生産の省力化や種ばれいしょの廃棄・転用率の低減に向けて、種いも切断作業やほ場見回り作業等の負担の軽減、次期作に向けた選別作業や貯蔵管理等の作業の省力化につながる新たな技術の実証等を支援

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、民間事業者、コンソーシアム（※）

※実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物

種ばれいしょ

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を１つ設定。

・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域１カ所以上に導入

・種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を３％以上削減

⑤補助対象経費

・種ばれいしょ生産の省力化に資する新たな技術の実証及び当該技術で生産した種ばれいしょの品質評価等に要する経費（補助率：10/10以内）

⑥留意事項

・受益農業従事者が５名以上であること。

・事業の一部分を委託する場合は、委託費は補助対象経費の額の50%未満とすること。

・事業実施年度から目標年度の前年度までの間に事業実施状況報告書を提出する際に、実証結果の概要及び当該技術の導入に向けた取組状況等について報告すること。（必要に応じ、国や都道府県が実施効果等を調査）

（３）種ばれいしょの安定供給対策事業

（ア）種ばれいしょの緊急増産（補助率：定額）

①支援内容

ばれいしょの早期増産のため、加工用等の需要に応じた種ばれいしょの増産に追加的に必要となる経費（種いも切断作業やほ場見回り作業等の労働費、防除薬剤費及びウイルス株検定費等）に対して支援

②事業実施主体

農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、種ばれいしょの生産を行う公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人

③対象となるほ場と面積

【対象ほ場】種馬鈴しょ検疫規程（昭和26年２月27日農林省告示第59号）第８条第２号の検査合格の基準を全て満たす原種ほ及び採種ほ

【対象面積】事業実施年度に収穫される種ばれいしょ作付面積のうち前年度から増加した面積

④対象作物と支援単価

【対象作物】種ばれいしょ

【支援単価】20,000円/10a

⑤成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を１つ設定。

・種ばれいしょの作付面積を直近４年間の作付面積の平均と比較して５％以上増加

・種ばれいしょの生産量を５％以上増加

⑥留意事項

・植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第１項により指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。

・補助対象面積については、販売計画等に基づいた作付面積であることが確認出来る面積とすること。

（イ）種ばれいしょのり病率低減（補助率：定額）

①支援内容

種ばれいしょほ場におけるウイルスり病率を0.1%未満に低減するために追加的に必要となる経費（ほ場見回り労働費、防除薬剤費及びウイルス株検定費等）に対して支援

②事業実施主体

農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、種ばれいしょの生産を行う公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人

③対象となるほ場と面積

【対象ほ場】種馬鈴しょ検疫規程（昭和26年２月27日農林省告示第59号）第８条第２号の検査合格の基準を全て満たす原種ほ及び採種ほ

【対象面積】事業実施年度に収穫される種ばれいしょ作付面積。ただし、前年度からの増加分は補助対象外。

④対象作物と支援単価

【対象作物】種ばれいしょ

【支援単価】8,000円/10a

⑤成果目標等

【成果目標】事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を１つ設定。

・種ばれいしょの規格内率を、直近７中５年間の平均と比較して１ポイント以上増加

・種ばれいしょの作付面積を直近４年間の作付面積の平均と比較して５％以上増加

・種ばれいしょの販売数量又は販売金額を３％以上増加

・事業実施地区における種ばれいしょ作付面積のうちジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積の割合を６ポイント以上増加又は100%とする

【必須要件】

・本取組を行ったほ場におけるウイルスり病率を0.1%未満に低減すること。

・事業実施後４年間は原則、事業実施の前年度と概ね同等の規模で種ばれいしょの作付面積を維持すること。

⑥留意事項

・植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第１項により指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。

（４）ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業（補助率：定額）

①支援内容

持続的な畑作営農の確立に向けて、難防除病害虫の発生抑制を図るために導入する病害虫抵抗性品種の経費を支援

②事業実施主体

農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、種ばれいしょの生産を行う公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人

③対象作物・品種と支援単価

【対象作物】ばれいしょ（種子用を除く）

【対象品種】ジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有するばれいしょ品種。（品種登録出願中又は品種登録出願が見込まれる品種候補を含む。）

【支援単価】3,000円/10a

④対象となる面積等

事業実施年度に収穫される病害虫抵抗性品種の作付面積のうち前年度から増加した面積

⑤成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を１つ設定。

・事業実施地区におけるばれいしょ作付面積のうちジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積の割合を６ポイント以上増加又は100%とする

・ばれいしょの作付面積を直近４年間の作付面積の平均と比較して５％以上増加

⑥留意事項

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第１項により指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。

（５）ばれいしょ産地モデル育成推進事業（補助率：定額、1/2以内）

①支援内容

需要に応じた生産体制の構築に向けて、ばれいしょの種子生産から生産物の貯蔵及び実需者への供給までの一気通貫した生産体系を有する産地モデルの育成に必要な次の取組等を支援

a 協議体の運営等

b 産地モデルの育成に必要な農業機械等の導入

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者、種ばれいしょの生産を行う公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人、コンソーシアム（※）

※種ばれいしょの生産者、農業協同組合又は農業協同組合連合会、実需者、都道府県又は市町村を必須の構成員とする。

③対象作物

ばれいしょ

④成果目標等

【成果目標】事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を設定。

・ばれいしょの実需との販売割合を２％または２ポイント以上増加

・種ばれいしょの作付面積を直近４年間の作付面積の平均と比較して５％以上増加

・ばれいしょの作付面積を直近４年間の作付面積の平均と比較して５％以上増加

【必須要件】

・事業実施年度を含む５年間の産地における種ばれいしょの生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画（協議体構成員の役割分担を含む）を策定すること。

・①のaの取組は、補助金の申請の有無にかかわらず、必ず実施すること。

⑤補助対象経費等

a 産地モデルの育成に向けた協議体の運営等に係る経費（補助率：10/10以内）

b 産地モデルの育成に必要な農業機械等の導入、リース導入又は改良に要する経費（補助率：1/2以内）

⑥留意事項

・①のbの取組を行う場合は受益戸数が２戸以上又は受益農業従事者が５名以上であること。

・導入等する農業機械及び施設等の能力・規模が、受益面積等の範囲等からみて適正であること。また、既存の農業機械及び施設等の代替（いわゆる更新）ではないこと。
・本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
・農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入経費は補助対象外。
・本メニューにおいては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年４月５日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

（６）種ばれいしょ・ばれいしょ保管施設等整備事業（補助率：1/2以内）

①支援内容

以下の取組に必要な経費を支援。

ア（１）の取組の事業実施主体又は検討会の構成員が新たな種ばれいしょの産地形成を形成するために必要な施設の整備。

イ（５）の取組の事業実施主体又は協議体の構成員が需要に応じた生産体制を構築するために必要な施設等の整備。

ウ　高温によるばれいしょの品質低下への対策に資する施設の整備。

②事業実施主体

農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者、種ばれいしょの生産を行う公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人

③対象作物

①のアの取組：種ばれいしょ

①のイの取組：ばれいしょ（種ばれいしょを含む）

①のウの取組：ばれいしょ（種ばれいしょを除く）

④成果目標

事業実施年度の翌々年度（※）を目標年度として、次に掲げる目標を１つ設定。

・ばれいしょの実需との販売割合を２％または２ポイント以上増加
・種ばれいしょの作付面積を直近４年間の作付面積の平均と比較して５％以上増加
・ばれいしょの作付面積を直近４年間の作付面積の平均と比較して５％以上増加

※都道府県知事が必要と認める場合は事業実施年度を含む５年までの範囲内で設定可

⑤補助対象経費

・施設等の整備に要する経費。（補助率：1/2以内）

（７）豆類・そば等の安定生産等対策事業

ア　豆類の複数年契約取引（補助率：定額）

①支援内容

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を構築する取組を支援

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、コンソーシアム（※）

※都道府県、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物等

【対象作物】小豆、いんげん及び落花生

【支援単価】4,000円/10a

【補助金額】補助金額＝（A－B）÷C×D

A:事業実施年産の補助対象となる契約取引数量

B:事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量

C:補助対象品目に係る地域の平均単収

D:支援単価

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を１つ設定。

・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引量に対して占める割合を２ポイント以上増加

・事業対象の豆の導入比率を２ポイント以上増加

・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近７中５年間の平均と比較して３％以上増加

・事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を４ポイント以上増加

・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が２％以上増加

・事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近５中３年間）の値と比較して２ポイント以上向上

・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が２％以上増加

・事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近５中３年間）の値と比較して１ポイント以上向上

⑤補助対象となる契約取引

次に掲げる基準を全て満たすものとする。

・は種前に取引契約を締結していること

・複数年（２か年以上）の取引契約を締結していること

・契約書において、品目、取引数量及び取引価格が定められていること
・受益農業従事者、事業実施主体及び実需者等の三者が契約主体となっていること

イ　豆類の新品種導入（補助率：定額）

①支援内容

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種を導入する取組を支援

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、コンソーシアム（※）

※都道府県、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物等

【対象作物】小豆、いんげん及び落花生
【支援単価】7,500円/10a
【対象面積】事業により新品種の導入を行う年産の取組面積から前年産の取組面積を除いた面積

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を１つ設定。

・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引量に対して占める割合を２ポイント以上増加
・事業対象の豆の導入比率を２ポイント以上増加
・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近７中５年間の平均と比較して３％以上増加
・事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を４ポイント以上増加
・事業対象の豆の10アール当たりの労働時間を３％以上削減
・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が２％以上増加
・事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近５中３年間）の値と比較して２ポイント以上向上
・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が２％以上増加
・事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近５中３年間）の値と比較して１ポイント以上向上

ウ　そばの安定生産・安定供給対策（※）

※次の（ア）～（ウ）いずれの取組においても、事業実施年産のそばのは種前に取引契約を締結している、又は、事業実施年産のそばのは種前に事業実施主体と実需者との間で需給に関する情報交換を行った上で収穫前に取引契約を締結していることを要件とする。ただし、（ウ）において、事業実施主体がコンソーシアムの場合はこの限りでない。

（ア）湿害対策技術の導入（補助率：10/10以内、定額、1/2以内）

①支援内容

そばの安定生産を図るため、湿害対策技術の新たな導入に向けた次の取組を支援

ａ　技術講習会・栽培実証

ｂ　湿害対策技術の導入

ｃ　湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、コンソーシアム（※）

※都道府県、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物

そば

④補助対象経費等（※）

a　そばの湿害対策技術の導入に向けた実証及び当該技術で生産したそばの品質評価等に要する経費。（補助率：10/10以内、補助金の上限：300万円）

b　新たに湿害対策を導入する面積（補助率：2,000円/10a）

c　新たに湿害対策を導入するために必要な農業機械等の導入、リース導入又は改良に要する経費（補助率：1/2以内、補助金の上限：1,000万円）

※a、b、cそれぞれで支援内容が重複する申請は不可。

⑤成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を１つ設定。

・事業実施地区におけるそばの 10ａ当たりの収量を都府県の直近７中５平均以上とする（事業実施地区における 10ａ当たりの収量の直近７中５年間の平均が都府県の直近７中５年間の平均を超えない地区に限る。）

・事業実施地区におけるそばの 10ａ当たりの収量を直近７中５平均と比較して２％以上増加（事業実施地区における 10ａ当たりの収量の直近７中５年間の平均が都府県の直近７中５年間の平均を超える地区に限る。）

⑥留意事項

・①のaの取組を行う場合は受益農業従事者が５名以上であること。
・①のcの取組を行う場合は受益戸数が３戸以上又は受益農業従事者が５名以上であること。
・農業機械１台当たりの補助金の上限は1,000万円。
・本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
・農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入経費は補助対象外。
・本メニューにおいては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年４月５日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
・導入等する農業機械等の能力・規模が、受益面積等の範囲等からみて適正であること。また、既存の農業機械等の代替（いわゆる更新）ではないこと。
・事業実施主体は、費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討すること（導入に限る）。

（イ）そばの複数年契約取引（補助率：定額）

①支援内容

そばの安定供給を図るため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を強化する取組を支援

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、コンソーシアム（※）

※都道府県、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物等

【対象作物】そば
【支援単価】1,000円/10a
【補助金額】補助金額＝A÷B×C
A:事業実施年産の補助対象となる契約取引数量
－事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量
（kg、玄そば換算した出荷実績数量）
B:地域のそばの平均単収
（作物統計調査市町村別データの直近７中５）
C:支援単価

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を１つ設定。

・そばの複数年契約取引先を１者以上増加

・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を２ポイント以上増加

⑤補助対象となる契約取引

次に掲げる基準を全て満たすものとする。

・事業実施年産を含む複数年（２か年以上）の取引契約を締結していること

・実需者との取引契約書において、品目（玄そば、抜き実などの取引形態を含む)、取引数量及び取引価格が定められていること

・事業実施主体とそば生産者との間で出荷契約が締結されていること

（ウ）国産そばの新規需要拡大（補助率：1/2以内）

①支援内容

産地と実需が連携した国産そばの新規需要拡大に必要な次の取組を支援

a　国産そばに係るニーズ調査

b　国産そばを活用した新商品の開発

c　販路拡大のためのマッチング・PR

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、コンソーシアム（※）

※都道府県、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物

そば

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を１つ設定。

・連携先の実需における国産そばの使用量を２％以上増加

・連携先の実需における国産そばの使用割合を２ポイント以上増加

・国産そばを活用した新商品を１つ以上開発

⑤補助対象経費

a　国産そばの新たな国内市場のニーズを把握するために必要な文献調査、ネット調査、消費者や企業等へのマーケティング調査等に要する経費（一部の食品製造事業者等における商品の PR を目的としたものは対象としない。）

b　国産そばを活用した新商品の開発に必要な原材料、コンサルタント等の経費及び開発した商品の成分分析等に要する経費

c　国産そばを活用した新商品の販路拡大に必要な見本市、展示会、商談会等の開催、開発した商品の広告宣伝、表示の変更、PR・プロモーション資材作成等に要する経費

⑥留意事項

・受益農業従事者が５名以上であること。

エ　なたねの品種転換に係る交雑防止対策（補助率：定額）

①支援内容

なたねのダブルロー品種の安定生産を図るため、品種転換時に他品種との交雑を防止する取組を支援

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、コンソーシアム（※）

※都道府県、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物等

【対象作物】なたね

【支援単価】3,000円/10a

④対象となる面積

事業実施年にダブルロー品種以外のなたねを生産した地区において、事業実施年には種するなたねを全てダブルロー品種（品種間の交雑防止のため、同一の品種に限る。）に転換する際に、なたねの野良生え対策を実施する面積とする。ただし、種子生産地域においては、なたねの野良生え対策を実施する面積とする。（ダブルロー品種は、きらきら銀河、キラリボシ及びペノカのしずくのいずれかであり、事業実施地区において同一の品種に転換する場合に限る。）

なお、事業実施地区において事業実施年に収穫したなたねの面積を上限とする。

⑤成果目標

事業実施年には種するなたねの面積に占めるダブルロー品種の割合を100%とする。

なお、事業実施地区内で作付されるなたねは、事業実施年度を含む５年間、原則、ダブルロー品種とする。

（８）持続的な生産・流通体系確立事業（補助率：10/10以内）

①支援内容

持続的な畑作生産に向けて、需要動向や気候変動に対応した輪作体系の導入など新たな生産・流通体系の確立を図るために必要な実証等を支援

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、民間事業者、コンソーシアム（※）

※都道府県、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象地域等

【対象地域】てん菜が作付けされている地域等

【対象作物】豆類（大豆を含む）、ばれいしょなど地域の輪作を構成する作物、てん菜から転換する作物、（７）の事業実施主体又は当該事業実施主体を構成員とするコンソーシアムが（７）の目標達成に必要な取組を行う場合は当該作物

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を１つ設定。

・実証等を行った技術を当該技術が導入されていない地域１ヵ所以上に導入
・ばれいしょの導入比率を直近４年間の平均と比較して２ポイント以上増加
・ばれいしょの作付面積を直近４年間の平均と比較して３％以上増加
・事業対象の豆の導入比率を２ポイント以上増加
・てん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50%以上とする
・病害等の被害発生率を直近の被害発生年と比較して10%以上削減

※（７）関連の取組については（７）の成果目標を設定可

⑤補助対象経費等

・需要動向や気候変動に対応した輪作体系の導入など新たな生産・流通体系の構築に必要な実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する経費。（補助率：10/10以内）
・１事業実施主体当たりの補助金の上限は1,000万円。

⑥留意事項

・受益農業従事者が５名以上であること。
・事業の一部分を委託する場合は、委託費は補助対象経費の額の50%未満とすること。
・事業実施年度から目標年度の前年度までの間に事業実施状況報告書を提出する際に、実証結果の概要及び当該技術の導入に向けた取組状況等について報告すること。（必要に応じ、国や都道府県が実施効果等を調査）

（９）労働負担軽減対策事業

ア　基幹作業の外部化に向けた取組（補助率：1/2以内）

① 支援内容

豆類（大豆を除く）、ばれいしょ、てん菜からの転換により作付が増加する作物の適期作業を推進するため、基幹作業（※）のいずれかの外部委託に要する経費を支援

※は種又は植付、中耕、防除、収穫に係る作業

ばれいしょの貯蔵庫前等における集中選別に係る作業

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者

③対象作物

・小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ

・(10) のアに取り組む地域においては、大豆、小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ（加工用、でん粉原料用及び種子用に限る。)、冷凍用ブロッコリー、冷凍用えだまめ、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、その他都道府県知事が地方農政局長等に協議して、需要が高いと認めた作物も対象（緑肥を除く。）

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を１つ設定。

・10a当たりの労働時間を３％以上削減

・ばれいしょの導入比率を直近４年間の平均と比較して２ポイント以上増加

・ばれいしょの作付面積を直近４年間の平均と比較して３％以上増加

・事業対象の豆の導入比率を２ポイント以上増加

・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近７中５年間の平均と比較して３％以上増加

⑤補助対象経費

・補助対象経費は、事業実施年産の前々年産に比して増加した委託面積又は選別委託量相当額を上限とし、対象作物の基幹作業ごとに次の算式によるものとする。

・補助金額＝（A－B）×C×1/2以内

A：事業実施年産委託面積（又は量）

B：前々年産委託面積（又は量）

C：事業実施年産の面積（又は量）当たり作業委託価格（税抜）

イ　省力作業機械の導入（補助率：1/2以内）

①支援内容

畑作物の生産拡大やコスト低減のため、基幹作業の省力化に資する農業機械等の導入（※）、リース導入又は改良に要する経費を支援

※導入については作業受託面積の拡大に必要なものに限る。

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者

③対象作物

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、てん菜（※）

※「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和４年12月20日農林水産省公表。以下「てん菜方針」という。）に沿った取組を行っている地域においては、てん菜（移植栽培から直播栽培に変更するために必要な農業機械等に限る。）も対象範囲とする

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を１つ設定。

・10a当たりの労働時間を３％以上削減
・ばれいしょの導入比率を直近４年間の平均と比較して２ポイント以上増加
・ばれいしょの作付面積を直近４年間の平均と比較して３％以上増加
・事業対象の豆の導入比率を２ポイント以上増加
・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近７中５年間の平均と比較して３％以上増加
・てん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50%以上とする

⑤留意事項

・受益戸数が３戸以上又は受益農業従事者が５名以上であること。
・農業機械１台当たりの補助金の上限は1,000万円。
・本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
・農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入経費は補助対象外。
・本メニューにおいては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年４月５日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
・導入等する農業機械等の能力・規模が、受益面積等の範囲等からみて適正であること。また、既存の農業機械等の代替（いわゆる更新）ではないこと。
・事業実施主体は、費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討すること（導入に限る）。

（10）てん菜から需要の高い作物への転換支援事業

ア　てん菜からの転換（補助率：定額）

①支援内容

てん菜方針に沿って、てん菜の一部をばれいしょ、豆類を始めとした需要の高い作物に転換するために必要な経費を支援

②事業実施主体

市町村、農業者、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会

③対象となる面積

【対象面積】てん菜から需要の高い作物に転換する面積

④対象作物と支援単価

対象作物	支援単価
大豆（注１）、でん粉原料用ばれいしょ	25,000円/10a
子実用とうもろこし（注２）	35,000円/10a
上記以外の需要の高い作物（注３）	30,000円/10a
緑肥（注４）	25,000円/10a

注１）種子として使用されるもの又は黒大豆以外のものに限る

注２）子実用とうもろこしの収穫後の葉・茎等の残渣は、ほ場にすき込むこと

注３）種子として使用される大豆、黒大豆、小豆、いんげん、落花生、加工用・種子用ばれいしょ、冷凍用ブロッコリー、冷凍用えだまめ、青刈りとうもろこし、その他知事特認作物

注４）事業実施年度の翌年度以降に当該ほ場において、事業実施年度に緑肥に転換した面積と同規模で需要の高い作物に転換する場合に限る

⑤成果目標（目標年度：事業実施年度）

事業実施地区における事業実施年度のてん菜の作付面積を事業実施年度の前年のてん菜の作付面積より減少。

なお、事業実施地区のてん菜の作付面積は、事業実施年度を含む５年間、原則、事業実施年度の面積を超えてはならない。

⑥主な取組要件

北海道における事業実施年のてん菜作付面積が前年を下回っていること。

イ　転換に必要な農業機械等の導入（補助率：1/2以内）

①支援内容

てん菜から転換して新たに導入する、又は作付面積を拡大する需要の高い作物の生産に必要な農業機械等の導入、リース導入又は改良に要する経費を支援

②事業実施主体

市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会

③対象作物

大豆、小豆、いんげん、落花生、加工用・でん粉原料用・種子用ばれいしょ、冷凍用ブロッコリー、冷凍用えだまめ、子実用・青刈りとうもろこし、その他知事特認作物

④成果目標等

【成果目標】事業実施年度の４年後までに、てん菜から転換する需要の高い作物の作付面積の合計を直近４年間の当該作物の作付面積の合計の平均と比較して15%以上又は１ha以上増加。（新規作物に転換する場合は、１ha以上導入）

【必須要件】ア（てん菜からの転換）と同時に導入するものに限る。

⑤留意事項

・受益戸数が３戸以上又は受益農業従事者が５名以上であること。
・農業機械１台当たりの補助金の上限は1,000万円。
・本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
・農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入経費は補助対象外。
・本メニューにおいては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年４月５日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
・導入等する農業機械等の能力・規模が、受益面積等の範囲等からみて適正であること。また、既存の農業機械等の代替（いわゆる更新）ではないこと。

Ⅱ　環境に配慮した生産体系確立支援事業

環境に配慮した地域生産モデル確立事業（補助率：定額）

①支援内容

持続的な畑作営農の確立に向けて、化学農薬や化学肥料の投入量を低減した栽培方法の実証等を支援

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、民間事業者、コンソーシアム（※）

※都道府県、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物

主として畑地に作付けされる豆類（大豆を含む）、ばれいしょ、てん菜、その他知事特認作物

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を１つ設定。

・10a当たりの物財費を５％以上削減する技術を当該技術が導入されていない地域１ヵ所以上に導入
・10a当たりの物財費を当該地域の慣行栽培と比較して３％以上削減
・10a当たりの化学農薬の成分使用回数を当該地域の慣行栽培と比較して10％以上削減
・10a当たりの化学肥料の使用量を当該地域の慣行栽培と比較して10％以上削減

⑤補助対象経費等

・化学農薬や化学肥料の低投入型栽培技術の実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する経費。（補助率：10／10以内）
・１事業実施主体当たりの補助金の上限は1,000万円。

⑥留意事項

・受益農業従事者が５名以上であること。
・事業の一部分を委託する場合は、委託費は補助対象経費の額の50％未満とすること。
・事業実施年度から目標年度の前年度までの間に事業実施状況報告書を提出する際に、実証結果の概要及び当該技術の導入に向けた取組状況等について報告すること。（必要に応じ、国や都道府県が実施効果等を調査）